

# 少年院での改善更生のためのプログラムについて

200875 齋藤美里

- 1 はじめに
- 2 矯正教育の概要
- 3 少年院ごとの取り組みについて
- 4 少年院の課題
- 5 おわりに

## 1 はじめに

私は、前期の少年法 A の授業や少年法ゼミを通して、少年院で行われている矯正教育について知った。そして、この矯正教育が本当に少年の改善更生や健全育成に効果があるのか気になり、少年院出院者が再び少年院や刑務所に入る割合を調べたところ、2 年以内では 10.7%、5 年以内では 21.6%<sup>1</sup>であり、約 5 人に 1 人が再犯していることが分かった。また、出所受刑者の総数の 2 年以内再入率は 15.7%であり、5 年以内再入率は 36.7%<sup>2</sup>であることをふまえると、少年院出院者の再入率は成人受刑者の再入率と比較しても割合が高いと考える。そこで、少年院は本当に少年の改善更生に効果があるのかという点や、少年院法第 1 条の「在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る」という文言がどのように実行されているのかという点、少年院の場所によって異なる特性や独自の指導方法等があるのかといった点が気になり、今回のテーマとして取り上げることとした。

## 2 矯正教育の概要

まず、少年院での処遇についてまとめていく。少年院では、矯正教育という処遇が行われ、在院者には生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の 5 つの分野にわたって指導が行われる。そして、少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個別矯正教育計画を作成し、矯正教育は

---

<sup>1</sup> 【犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 5 節/3(令和 3 年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_5\\_2\\_5\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_5_3.html)〉 (2023 年 1 月 5 日閲覧)】

<sup>2</sup> 【犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 3 節/3(令和 3 年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_5\\_2\\_3\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_3_3.html)〉 (2023 年 1 月 5 日閲覧)】

この計画に基づいて実施<sup>3</sup>されるのである。5つの分野における主な指導内容は、以下の通りである。

#### (1) 生活指導

生活指導では、在院者に対して善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な指導として、基本的な生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導及び進路指導について、全体講義や面接、作文、日記、グループワーク等を用いて行われている。また、在院者の抱える特定の事情に関しては、特定生活指導が実施されており、被害者の視点を取り入れた教育や、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、交友関係指導<sup>4</sup>などを行っている。

#### (2) 職業指導

職業指導では、在院者の就労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な指導を行っている。主に、職業能力開発指導、自立援助的職業指導、職業生活設計指導が行われており、それらの実施種目として、電気工事科、自動車整備科、溶接科、土木、建築科<sup>5</sup>などがあり、資格や免許を取得することができる。

#### (3) 教科指導

教科指導では、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障がある在院者に対して、小学校又は中学校の学習指導要領に従った指導を行う。また、高等学校への編入や復学、大学等への進学又は就労のために高度な学力を身に付けることが必要な在院者に対しては、その学力に応じた指導を行う<sup>6</sup>ことができる。

#### (4) 体育指導

体育指導では、善良な社会の一員として自立した生活を営むために基礎となる健全な心身を培わせるため、各種スポーツ種目を通して、日常生活に必要な体力を高めることのみ

---

<sup>3</sup> 【犯罪白書 第3編/第2章/第4節/3/(2)矯正教育(令和3年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉 (2023年1月5日閲覧)】

<sup>4</sup> 【犯罪白書・前掲注/ア生活指導(令和3年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉】

<sup>5</sup> 【犯罪白書・前掲注/イ職業指導(令和3年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉】

<sup>6</sup> 【犯罪白書・前掲注/ウ教科指導(令和3年版)  
〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉】

ならず<sup>7</sup>、協調性などを育むような指導を行っている。

#### (5) 特別活動指導

特別活動指導では、クラブ活動や行事、社会貢献活動等を通して、在院者の情操を豊かにし、自主、自立及び協同の精神を養うための指導<sup>8</sup>を行っている。

### 3 少年院ごとの取り組みについて

次に、全国 48 か所のうち、特徴的な教育や取り組みを行っている少年院を以下にまとめていく。

#### (1) 東北少年院

東北少年は、昭和 39 年に職業訓練の重点施設に指定された少年院である。平成 30 年 4 月には短期過程を併設し、令和 4 年 4 月には、少年法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定少年に対する処遇の充実化を図るとともに、総合建設や ICT 技術科を設置するなど、時代のニーズに応じた職業指導等<sup>9</sup>に取り組んでいる。この少年院に入院していた少年は、『東北での勉強は人生を変えた』。高卒認定のほか、給排水設備の国家資格を 15,6 種類取得した。『一つ試験が終わると、次の資格の勉強に追われた。過去落ちた人はいないと言われた試験に 1 点差くらいで落ちて悔しくて、めちゃめちゃ勉強したこともある』と振り返った。教官に教えてもらって勉強し、理解することの楽しさを、初めて味わった。」と述べている。この少年は、『自分は打ち込めるものが何もなく、小学校高学年からちょくちょく悪いことをするようになった。』<sup>10</sup>とも述べており、非行少年の中には普段の生活の中で目標に向かって励んだり、励むことで成長を感じたり褒められるといった経験が少ないと感じた。このことから、何か目標に向かって励むことが、非行少年のやる気や自信に繋がり、非行行為に目が向かなくなるのではないかと考える。

#### (2) 加古川学園

加古川学園は、少年院出院者の更生を就労、教育、住居、仲間作りの視点で企業や専門家が支える日本財団職親プロジェクトに参加している少年院である。このプロジェクトの一環として行われているのが、公文式の教材を取り入れた学習と、企業との交流会である。

---

<sup>7</sup> 【犯罪白書・前掲注/エ体育指導(令和 3 年版)

〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉】

<sup>8</sup> 【犯罪白書・前掲注/オ特別活動指導(令和 3 年版)

〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html)〉】

<sup>9</sup> 【職業訓練の伝統が息づく東北少年院/東北少年院の沿革と現在

〈<https://www.moj.go.jp/content/001290607.pdf>〉 (2023 年 1 月 7 日閲覧)】

<sup>10</sup> 【特定非営利活動法人新公益連盟 少年院分科会「少年院出院後の生活状況調査」(2020 年 7 月)11-12 頁】

プロジェクトに参加し、公文式の学習を行った少年は、『今まで育ってきた環境はあまり人に言えないけど、自分と本気で向き合ってくれる大人とか自分がやっているように頑張ってくれている人が隣にいたら、悪いことをせずになにかに依存せずに生きていけないかと思ひ、自分の中でやる気が湧いてきた。』<sup>11</sup>と述べた。このことから、東北少年院での少年同様、勉強など何かに励むことで、成長を感じ、少年の自信に繋がること、非行少年の改善更生に効果があると考えられる。

## 4 少年院の課題

最後に、「少年院出院後の生活状況調査」(特定非営利活動法人新公益連盟 少年院分科会 2020年7月)から、少年院出院者が実際に入院中に抱えた課題についてまとめていく。

### (1) 取得した資格の未活用

前述した東北少年院での少年のように、入院中に資格を取得し、高卒認定をもらう少年も多数いる中で、少年の中には「危険物取扱やフォークリフト運転などの免許を取ったが『とりあえず現場系の資格を取らせるのではなく、漠然とでも将来の方向性を定め、それを踏まえて資格を取るべき』」であると述べる少年が存在し、入院中に取得した資格が、出院後に十分活用できていないといった問題点があることが分かった。この原因として、1人の出院者の『入院者は情報弱者なので、資格を取るべきだと言われれば盲目的に従う。ただ何のために資格を取るかは、置き去りにされがち』<sup>12</sup>といった発言から、ほとんどの少年は、出院後の目的や目標を持たずに資格を取得しており、少年院もなぜ資格を取るべきなのか指導せずに教育を行っていることが窺える。

### (2) 出院後の生活の不安

少年院出院者の出院時引受人別構成比(男子)<sup>13</sup>によると、実父母が19.9%、実母が38.5%、実父が13.9%、更生保護施設・自立準備ホームが5.7%と、家族が引受人でない場合の少年の割合が、4番目に高いことが分かる。また、「少年院出院後の生活状況調査」からは、出院後身元引受人がいない場合、住み込みの職場で働く人も一定数いることが窺えた。住み込みの職場で働く場合、失職と同時に住まいを失うというリスクにも晒されるため、少年が出院後に安心して生活することができないといった課題がある。また、出院直後は生活に関する不安が多いうえ、今まで少年院で指示をされて行動していた分、自分で考えて行動することができなくなり、結果として孤独を感じ、元の犯罪仲間と繋がってしまう危険

---

<sup>11</sup> 【テレビ大阪ニュース(2022年11月)「【少年院】別室へ向かう少年たち。何が…独占密着180日の記録。」〈<https://youtu.be/7nCDK9ryNUc>〉(2023年1月7日閲覧)】

<sup>12</sup> 【特定非営利活動法人新公益連盟 前掲注(2020年7月)6頁】

<sup>13</sup> 【犯罪白書 3-2-4-10 図 少年院出院者の出院時引受人別構成比(男女別)

〈[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_4\\_4.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_4.html)〉(2023年1月8日閲覧)】

性もあると考える。

### (3) 教官の指導方法

少年院によって様々な指導方法や、少年の特性によって相性の良い教官や、悪い教官が存在すると考える。「少年院出院後の生活状況調査」によると、教官の指導方法や少年に対する声掛けに問題があると捉えた。ある少年は、「少年院では、前科にならないことばかり強調されたが、『実際には薬物使用の前歴は付いて回る。外に出たら困る局面もあると、きちんと伝えるべき』と語り、「どんな子にも内側に良い面を持っている。悪い所ばかり叱るのではなく『あなたにはこんな良い面があるよね』と認めた上で、改めるべき点を指摘した方が、子どもも受け入れやすい」と語った。また、ある少年は、「教官は決まって入院者に『更生しろ』『健全な生活を送れ』と言う。だが少年院出院者は、未成年か20歳そこそこだ。同年代の若者も時には盛り場に出て、羽目を外している。出院者だけに遊ぶなど言うのも無理な話だ。『更生という言葉、簡単に使わないでほしい。入院中にいろんなことを我慢しているのに、出た直後からストイックに、健全に頑張れと言われても無理だ』と語っている。このことから、更生や健全など少年がイメージしにくい言葉を使用して、人として当たり前のことを伝えるだけの教官も多数存在していることが分かる。今まで、当たり前に行ってきた少年にとっては、何が健全な生活に当たるのか理解できていない場合があるため、健全な生活を送るための方法や、出院後に昔の非行仲間から悪事に誘われた際の断り方など、具体的な対処法を教えるべきであると考えます。

## 5 おわりに

ここまで、少年院での矯正教育の内容や、独自のプログラム、出院者が抱える課題について検討してきた。ここで、最後に問題提起として挙げた少年院が本当に少年の改善更生に効果があるのかという点と、課題に関する解決策について検討していきたい。まず、少年院が少年の改善更生に効果があるのかという点であるが、非行少年の少年院での過ごし方や、教官との関わり合い、出院後の生活状況など、個々の特性や状況に応じて効果に差が出るため、少年院に入院したことによって改善更生できる少年もいれば、上手く更生できない少年もいると考える。では、どのようにすれば非行少年の改善更生により効果的であるか考えていく。課題に挙げたように、出院後に身元引受がなく、住み込みの職場で働いている少年に対しては、非行少年等に住まいを提供しているNPO法人などを出院前に紹介するなどし、少年が安心できる環境を少しでも増やす必要があると考えた。職や住まいを失ってからでは、少年が不安や孤独に駆られ元の仲間の下へ戻る可能性があるため、出院前にそういった居場所を教える必要がある。また、資格に関しても、出院後に活用できるように取得させる前に目的や出院後にやりたいこと等を明確にさせてから取得の指導をすべきであると考えます。最後に、今まで当たり前に行ってきた少年にとっては、何が健全な生活に当たるのか理解できていない場合があるため、教官は健全な生活を送るための方法や、出院後に昔の非行仲間から悪事に誘われた際の断り方など、具体的な対処法を教えるなど、個々の特性に合わせた指導法を行うべきであると考えます。以上が、検討する解決策であるが、今回のレポートにて検討した少年院での課題に対する解

決策については、今後問われねばならないと思われる。

以上